

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長、長野市教育委員長及び長野市議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年6月22日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	岡	田	荘	史
同	塩	入		学

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・後期）(21 監査第 81 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画及び設計について (報告書 3 ページ)</p> <p>(1) 旧溜池の跡地処理に関し調査・検討の上、早急に対処すべきもの 山の中腹に位置する旧溜池が、管理不十分で危険な状態にあると危惧される事例があった。</p> <p>この池は、溜池としての必要性がなくなったため、平成 2 年に用途廃止し、水抜きした上で管財課が引き継いだ市有財産である。その後、湧水や裏山からの雨水の流入により再び池となり現在に至っている。</p> <p>管財課では、児童等が池へ入ると危険であると判断し、ロープで周囲を囲うとともに注意喚起看板を設置した。また、池から漏水があったため、堤体法尻に暗渠排水管を設置するなどの対策もした。池の埋め立ても検討したが、湧水による影響が危惧されたため、それを断念した経緯もある。</p> <p>しかし、この池は、山腹に広がる住宅団地の上部にあり、背面に山を抱えていることから、堤体からの漏水もあることから、現状のまま管財課が管理し続けることは防災上危険であると危惧される。そのため、「裏山からの湧水や雨水処理の対策をし、池を埋め立てて土地の有効利用を図るのか」、「所管換えして正規の転落防止柵を設置し、雨水調整池として残す必要があるのか。また、そのためには堤体の補強等が必要か」等の調査・検討を行い、旧溜池の跡地処理に関し早急に対処すべきである。</p> <p>(管財課)</p>	<p>今後、工事関係課等と協議し、安全面で最適な処理方法の検討を行い、早急に対処する。</p> <p>(管財課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・後期）(21 監査第 81 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 植栽計画に関し注意すべきもの</p> <p>河川堤防の堤外地側法面に植栽した芝桜の生育が悪いため、施肥・移植・補植をした工事において、その芝桜の相当数が無くなっていることが確認された。</p> <p>この事業は地元が管理を行うことを条件に植栽したものであるが、芝桜が無くなった原因は、工事竣工後の雨が少なかったことや、雑草の急激な繁茂等により生育が阻害され枯れてしまったためと思われる。また、堤体の盛土に使用した土砂が酸性の強いもので、芝桜の生育に適さない土壌であったことも原因と考えられる。</p> <p>芝桜は、地元が管理するには植栽規模が 5,000 m²と広く、水遣りや、除草などに手間が掛かり過ぎることから、現地に適した管理のし易いものを植栽すべきであった。また、植栽にあたっては土壌の調査を十分行い、必要があれば土壌改良するなどし、生育に適した土砂を使用すべきであった。</p> <p>今後の事業実施にあたっては、今回の経験を生かすべく全庁的に情報を共有するとともに、管理する地元関係者や専門家との十分な協議や調査・検討を行い、確実に投資効果のある計画・設計に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(河川課)</p> <p style="text-align: center;">(報告書 4 ページ)</p> <p>(3) 転落防止柵の構造に関し改善又は検討すべきもの</p> <p>ア 用排水路沿いの市道に転落防止柵を設置する工事において、網型フェンス下部から水路天端までの開口部が最大 60 c m の箇所があり、路面凍結時などにこの隙間から水路に転落する可能性があるため、安全性が十分に確保されていない事例があった。</p> <p>用水管理者からの要望を取入れ、浚渫時の泥上げのために開口部を設けたものであるが、このままでは転落防止という機能を十分に果たせていない。地元関係者と協議し、安全を確保できるよう早急に改善されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路課)</p>	<p>芝桜の生育環境の改善には、日常の水遣りや除草などが不可欠であるため、恒久的な植栽管理の体制を整えていただくように、地元をお願いした。</p> <p>また、地元と協議するとともに、専門家に調査委託して、調査検討した結果、当面は、土壌改良を行い、植栽地の管理範囲を縮小して、芝桜の生育状況を伺う。</p> <p>今回の経験を生かすため、建設技術委員会に報告して、情報の共有を図った。</p> <p style="text-align: right;">(河川課)</p> <p>転落防止柵の下部において、水路天端までの開口部が安全を確保されていない状況であることについては、用水管理者及び地元関係者と協議し、浚渫作業の泥上げ時に取り外すことができ、簡易に開口部を設けることが出来る横ビームを、幼児等の転落が防げる幅にて設置することで改善を図る予定である。</p> <p style="text-align: right;">(道路課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・後期）(21 監査第 81 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>イ 用排水路沿いの道路に転落防止柵を設置する工事において、用水管理者からの要望を取り入れ、パイプを 25 cm から 30 cm 間隔で横に配置するビーム式を採用したため、安全性が十分に確保されていない事例があった。</p> <p>ビーム式転落防止柵は、縦格子型や網方のものに比べ隙間が広いとため、浚渫時の泥上げや草刈りなど水路の維持管理には適しているが、幼児であれば通り抜けが可能であり、児童でもパイプに足をかけ柵を昇ることができることから、利便性と危険性を併せ持った構造となっている。</p> <p>今回転落防止柵を設置した水路沿いの道路は、その一部が住宅地や小学校付近を通過し、中学校の通学路としても利用されているため、地区や学校等へ安全な利用をお願いするとともに、注意喚起のための看板を設置されたい。</p> <p>また、今後も同様の利用形態の区間に転落防止柵を設置する場合には、用水管理者や学校関係者等と十分協議し、利用者の安全に配慮した構造にすべきである。場合によっては、下部を幼児等が通り抜けできない程度に開け、上部を縦格子型や網型等にした独自仕様の製品も検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業土木課)</p> <p>2 積算について</p> <p style="text-align: right;">(報告書 5 ページ)</p> <p>(1) 工事毎に設定する積算条件に関し注意すべきもの</p> <p>積算においては、施工地域・工事場所の区分、前払金や契約保証金が必要かといった工事毎の積算条件により諸経費を補正しているが、これらの条件を誤って設定したため、工事費を不適切に積算した事例が散見された。</p> <p style="text-align: right;">(豊野支所・戸隠支所・農業土木課・河川課・維持課・下水道建設課)</p>	<p>今回、転落防止柵を設置した箇所に、注意喚起のための看板を設置する。前回の設計は、用水管理者の強い要望を取り入れた柵形状であったが、今後、同様の利用形態の区間に転落防止柵等を設置する場合には、児童や地区住民の安全により配慮した構造（縦格子型、網型等）になるよう学校関係者及び用水管理者（土地改良区等）と十分協議を行うよう課内会議において指導をし、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(農業土木課)</p> <p>豊野 149 号線道路改良工事・国庫災 ニッ石地区上今井用水復旧工事での施工区域等に関する諸経費の補正については、積算条件等の照査漏れが原因であったため、設計書への照査済チェックの記載を徹底する等審査体制を強化する事で改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(豊野支所)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・後期）(21 監査第 81 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p>	<p>積算については、平成 21 年 7 月 15 日起案（契約番号 2009003800）「戸隠南 414 号線側溝整備工事」及び、平成 21 年 7 月 29 日起案（契約番号 2009004177）「戸隠坪山線側溝整備工事」それぞれの積算条件において、前払率 0% のところ誤って前払率 40% として積算・計上をしたもの。積算条件の設定については、積算金額に対して直接的な影響があるにもかかわらず、審査の体制が担当者 1 名のみだけになっていたことが問題であったため、審査を最低 2 名以上の複数で実施し、十分な審査体制を整えることで改善を図った。</p> <p>(戸隠支所)</p> <p>工事費の積算において、施工地域・工事場所の区分、前払金や契約保証金が必要か、といった工事毎に設定する積算条件により諸経費を補正していることを担当者に周知し、また、課内会議において、発注前の設計書類における審査体制の強化を確認し、改善を図った。</p> <p>(農業土木課)</p> <p>市街地補正区分については、課内での統一が不足していたことが原因であったため、平成 22 年 3 月下旬に市街地補正に関する歩掛を回覧し、積算条件の統一を図った。</p> <p>平成 22 年度も河川課内で行われる技術会議で議題に出し、積算条件の統一とチェック体制の強化を図ります。</p> <p>(河川課)</p> <p>工事の積算条件には、特に注意して適用するように指示するとともに、審査の段階で詳細に審査することにより改善を図った。</p> <p>(維持課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・後期）(21 監査第 81 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>(2) 単価の設計条件に関し注意すべきもの 車道の路肩に緑色系の薄層カラー舗装(工種区分：樹脂系すべり止め舗装)を行うことで、視覚分離による歩道を設置するとともに、交差点前後に注意喚起のため赤色系の同舗装を行う工事において、設計条件を誤認したために、舗装単価を不適切に積算した事例があった。 薄層カラー舗装の積算においては、1 工事の施工規模が 100 ㎡未満の場合、その施工規模に応じた加算率により単価を補正する。ただし、1 工事で 2 色以上を使用しても、2 箇所以上で施工しても、同工種区分の舗装で施工するとき、それら合計の施工規模が 100 ㎡以上の場合には、加算率による単価補正は行わない。 しかし、この条件を連続して同色で施工する規模に適用するものと誤認したために、1 工事の施工規模が 100 ㎡を超えているにもかかわらず、割り増した単価を用いて積算してしまったものである。</p> <p>(豊野支所)</p>	<p>施工地域・施工場所の区分については、市街地、山間僻地及び離島、地方部にそれぞれ該当する条件を再度確認したうえで、正確に選択し、共通仮設費率と現場管理費率が正しく補正されるよう改善する。</p> <p>また地方部では、施工場所が一般交通等の影響を受けるか受けないかで、補正率がさらに異なるため、「影響を受ける場合」とされる条件を把握し、徹底を図る。</p> <p>前払金、契約保証金についても、支出割合区分と保証の内容を慎重に選択し、一般管理費率の補正が正しく積算されるよう設計担当者のもとより、審査のチェック体制を強化する。</p> <p>(下水道建設課)</p> <p>豊野橋場線外舗装工事での工事規模による補正方法については、歩掛の解釈を誤認したことにより発生したものであったため、歩掛の適用を設計業務担当者に周知徹底し、適正な運用が図れるよう改善した。</p> <p>また、積算内容等の確認を徹底するため複数の者が確認するよう審査体制の強化を図った。</p> <p>(豊野支所)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・後期）(21 監査第 81 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 契約について 同一業者への分割発注に関し注意すべきもの</p> <p>(報告書 6 ページ)</p> <p>用水沿いの市道において、老朽化した水路からの漏水による道路の陥没を緊急に修繕するため、契約金額 50 万円以下の工事（以下「小規模工事」という。）で同一業者に発注している事例が散見された。さらに、同市道における側溝整備工事も前記工事と同一の業者に同時期に小規模工事で発注されていた。</p> <p>道路の陥没を事前に予測することは困難であるが、本件の場合、周辺で陥没が多発していることから、十分に調査した上で適切な発注計画を立案すべきであり、分割発注と言わざるを得ない。また、陥没による修繕箇所が広範囲に及んでいることから、主要因である老朽化した水路の改修を早急を実施すべきである。</p> <p>小規模工事においては、各担当課・支所に設けられた業者選定委員会で請負業者を選定しているが、このような同一業者への分割発注が生じないよう、同委員会の機能を十分に発揮し、業者選定の透明性や工事費の経済性等を考慮し、適正な工事発注に努められたい。</p> <p>(豊野支所)</p> <p>4 施工について</p> <p>(1) 監督・検査業務に関し注意すべきもの</p> <p>7 日以上養生期間が必要な高炉セメント B 種を使用したコンクリート構造物の築造を伴う小規模工事において、長期間の通行制限が困難なことを理由に、契約から 3 日後に竣工確認及び検査を実施し（契約金額 100 万円未満の工事は担当課・支所で検査する。）、工事完了と認めた事例が見受けられた。</p> <p>監督及び検査にあたっては、設計図書に基づいて適切に施工されているか確認するとともに、工事目的物が設計図書どおり完成したかを見極め、適正な業務の執行に努められたい。</p> <p>(豊野支所)</p>	<p>豊野郷道線舗装修繕工事・豊野郷道線舗装修繕その 2 工事・豊野郷道線舗装修繕その 3 工事・豊野郷道線側溝整備工事の分割発注とも思われる発注形態については、頻発する道路陥没に対し緊急的な工事対応を行った結果、業者選定委員に状況が十分に周知されず、選考に反映されなかったことが原因であったため、業者選定時に事業実施状況を報告することで改善を図った。</p> <p>なお、指名業者選定委員に指摘に関する説明を行い適正な業者選定について確認した。(平成 22 年 4 月 6 日)</p> <p>(豊野支所)</p> <p>豊野郷道線側溝修繕工事での適正な養生期間不足の工事目的物の引き取りについては、現道交通への影響を優先したことが原因であったため、十分な検討時間を確保し、適切な工事計画を行うとともに、工事監督要領等を遵守することを監督・検査業務担当者に周知徹底し、適正な現場管理及び引き取り業務が執行できるよう改善を図った。</p> <p>(豊野支所)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・後期）(21 監査第 81 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>(2) 工事における安全管理に関し注意すべきもの</p> <p>ア 工事中、作業員の工具が落下し、階下で休憩していた別契約の作業員に当たり負傷した事例や、作業中のトラックが工事敷地内の建物に接触し、一部を誤って破損した事例が見受けられた。</p> <p>前者については、別契約で作業に入っていたにもかかわらず、請負業者同士の情報伝達が行き届いていなかったこと、また後者は誘導員がいなかったことが原因と思われる。</p> <p>同一場所において別途工事等で作業が競合する場合は、請負業者同士で作業内容を事前に周知し連絡を取り合うなど情報を共有し、車両や重機等を用いた作業に際しては、誘導員を配置するなどの安全確保に必要な処置を講じ、事故を未然に防ぐための安全管理について万全を期すよう請負業者への指導を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(清掃センター・文化財課・建築課)</p>	<p>請負業者同士の情報伝達が行き届いていなかったこと、また決められた休憩場所以外の休憩及び、作業場での保護具の不使用が原因であったため、請負業者に平成 21 年 8 月 25 日発生した事故に対し当日工事施工指示書で下記内容を指示した。</p> <p>① 下請けを含む工事作業員の全員へ安全管理と安全対策について再確認を図ること。</p> <p>② 工事エリア内での保護具の着用と工具・部品等の落下を起こさないための対策・養生方法や作業工程の見直しを図ること。</p> <p>③ 同一施設内で複数の作業が競合しているため、階床の上下及び作業周辺での別業者とはお互い注意がけや、連絡を取り合って事故のないよう配慮すること。</p> <p>指示事項に対し下記の対策及び改善を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 月 26 日より朝礼で全作業員に安全管理について周知徹底 ・ 落下防止対策として足場の再点検を実施し、飛来落下災害の防止策の強化 ・ 作業エリアの標示及び区画を行い事故の防止策を強化 ・ 毎朝のKY活動及び別契約業者を含めた、全体調整会議で作業内容の周知徹底をするとともに安全管理を徹底 ・ 同現場で作業する他請負業者現場代理人と連絡を密にし、工程調整を徹底 ・ 他請負業者についても安全保護具着用の徹底 <p style="text-align: right;">(清掃センター)</p> <p>トラックが工事敷地内の建物に接触し、一部を誤って破損した場所は、かなり狭隘な搬入路であり、材料の搬入や工種、周辺の状況により適切な方法をとることで、未然に事故は回避できたものと思われる。</p> <p>施工指示書により安全管理を徹底することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(建築課・文化財課)</p>

措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・後期）(21 監査第 81 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>イ 工事写真からヘルメット未着用の作業員が確認された。作業員の安全確保及び事故防止に心掛けるよう請負業者への指導を徹底されたい。</p> <p>(公園緑地課・建築課)</p>	<p>指摘のあった場所は、高所作業や物体の飛来落下の恐れのある場所ではなく、軽作業帽子又は保安帽の着用が望ましいため、作業員の安全確保及び労働災害防止等から適正な業務執行をするよう指導徹底を図った。</p> <p>(公園緑地課・建築課)</p>